

子どもたちと日頃からあいさつをかわして、顔見知りになることが必要です。



- * 何か変だなという子どもの様子を見たら
- * いじめかもしれないと思ったら

例えば

子どものじゃれ合い、仲間はずれ、衣服が汚れている等見かけた

学校や家庭では発見しにくいいじめを把握できます

いじめの情報を聞く、あるいは発見したら状況に応じて連絡します

市民・事業者
「どうしたの？」と声をかける
子どもの話を聴く

見守り活動など、子どもに関わる市民

保護者

学校
教育委員会

状況に応じて連絡する

情報を共有して多くの目で見守る

深刻化する前にいじめを止めることに繋がります

関係機関

中濃子どもセンター
警察署・法務局 等

いじめ防止専門委員会

可児市人づくり課内（可児市役所 東館4階）

月曜日から金曜日（祝日休み）午前8時30分から午後5時まで

子ども専用フリーダイヤル

0120-263-115

大人用相談電話

0574-62-8700

ほかにも相談できる場所があります。

心の電話相談	0574-63-2444 （可児市教育研究所） （月～金 午前9時～午後4時）	子どもの人権SOSミニレター	〒500-8114 岐阜市金竜町5-13 岐阜地方法務局人権擁護課 宛
いじめ相談24	通話無料 0120-740-070 （岐阜県教育委員会） （24時間いつでもOK）	岐阜県中濃子ども相談センター	0574-25-3111 （代） （可茂総合庁舎内）
子どもの人権110番	通話無料 0120-007-110 （平日 午前8時30分～午後5時15分）	子どもの人権SOS - eメール	インターネットでの相談 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html